令和８年（フ）第２４５号
鹿児島市桜ヶ丘８丁目27番１号　セジュール宇宿台104号、前住所鹿児島市郡元町29番７号　ウィングヒル110号
破産者　古垣　圭弘
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２５１号
山形市銅町１丁目１番29号　サンパティークＳＳ　101号、前住所山形市緑町４丁目18番24号
破産者　佐藤千恵子
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３号
山形市蔵王温泉814番地　ホテル樹林、前住所山形市桜田東４丁目６番16号　メゾン桜田Ａ　103号
破産者　関　　隼也
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７号
山形県米沢市万世町金谷287番地の１
破産者　坂野のり子
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第２２８号
茨城県土浦市中718番地１、前住所茨城県土浦市城北町８番９号
破産者　薬師寺　みゆき
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１４０号
茨城県つくば市上広岡538番地２　山田住宅Ａ棟10号
破産者　岡部直保子
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
茨城県つくば市上郷6443番地12
破産者　加茂　美和
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５８号
茨城県石岡市宇治会1548番地３
破産者　秋山　健一
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第９６３号
神奈川県鎌倉市二階堂645番地12
破産者　太田　秀樹
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０９２号
横浜市金沢区富岡西１丁目14番Ａ－403号
破産者　長尾　明彦
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３７６号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地６街区７号棟502号室
破産者　佐藤　和久
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１５２号
静岡県沼津市西間門262番地の１　大成ビル208
破産者　髙野　晃典
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４９１号
静岡県浜松市中央区三方原町283番地の４　ハイツセントポーリア202
破産者　小石　　結
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６１号
静岡県浜松市中央区成子町18番地の11　成子坂壱番街801
破産者　鈴木　邦秀
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１５０８号
京都市西京区大原野西境谷町一丁目４番地の６
破産者　伊藤　晴男
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１０７号
兵庫県尼崎市汐町29番クリアエスト尼崎201号、住民票上の住所大阪府豊中市庄内栄町３丁目12番30号303号
破産者　森田　緩奈
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７２２号
兵庫県西宮市小松東町３丁目９番５－103号
破産者　濱田　真輝
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１２９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番１－701号、前住所大阪府豊中市豊南町南５丁目９番21の３号
破産者　岡本　賢治
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７６号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目21番10号、前住所兵庫県高砂市曽根町2867番地の９ビューテック熱誠寮
破産者　中村代次郎
１　決定年月日　令和８年９月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係